

令和8年度

## 償却資産（固定資産税）申告の手引

平素から町税について格別のご協力とご理解をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、工場、商店、農業、漁業、賃貸住宅などの事業をされておられる方で、その事業のために使用する資産をお持ちの方は、令和8年1月1日現在の香美町内にある資産の所有状況を申告していただく必要があります。

つきましては、この手引に基づきご申告いただきますようお願ひいたします。

### 提出期限：令和8年1月30日（金）

期限間近は届出が集中しますので、できるだけ令和8年1月22日（木）までに提出をお願いいたします。

#### ※郵送申告について

申告書を郵便で提出される方で、申告書の控用に受付印を必要とされる場合は、必ず返信用封筒と切手を同封してください。

（返信用封筒及び切手がない場合は返送しませんので、ご注意ください。）

### 提出先及びお問い合わせ先

香美町役場 税務課 課税係 固定資産税担当

〒669-6592

兵庫県美方郡香美町香住区香住870番地の1

電話 0796-36-1113（直通）、1111（代表）

※提出については、村岡及び小代地域局の地域生活係でも受け付けております。

香 美 町

# I 債却資産とは

固定資産税の課税客体である債却資産とは、土地・家屋以外の事業の用に供することができる資産で、その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上損金又は必要な経費に算入されるものをいいます。

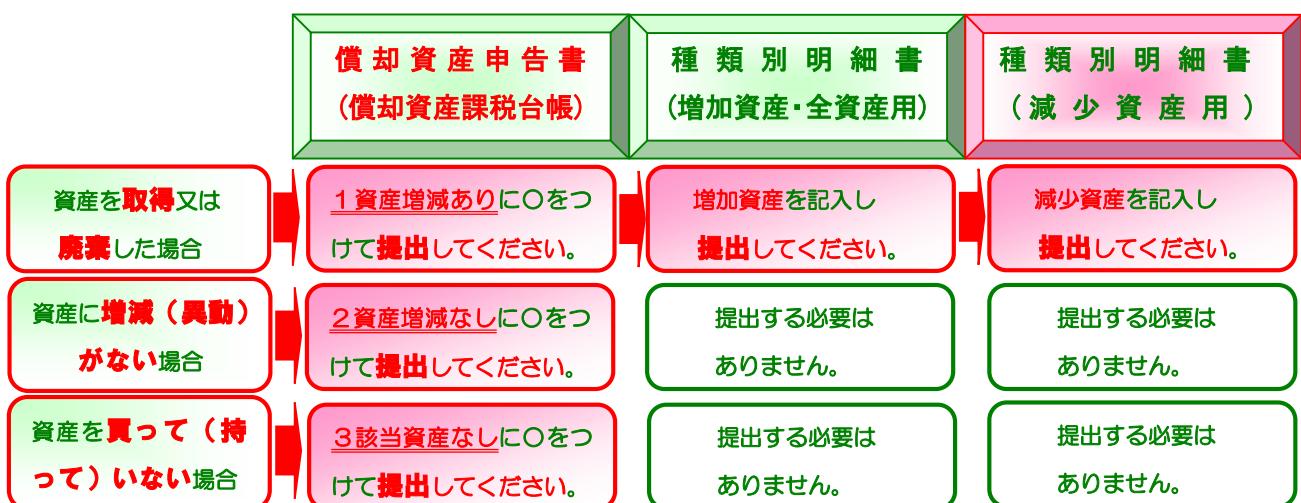
ただし、鉱業権、漁業権、特許権、ソフトウェアなどの無形減価償却資産、少額債却資産、自動車税、軽自動車税の課税対象となっている自動車などは、課税対象となりません。

## 1 新たに申告をされる方

※新たに事業を開始された方、又は令和6年以前から事業をされている方で、令和7年度までに申告のない方



## 2 前年度までに申告された方



**【債却資産申告書は必ず提出してください。】**

## II 償却資産の対象

### 1 資産の種類と主な償却資産

資産の種類		課税対象となる資産	
1	構築物	構築物	広告塔、駐車設備、門、塀、煙突、庭園、緑化施設、舗装路面、外溝工事など
		建物附属設備	受変電設備、自家発電設備、屋外給排水設備、浄化槽、貯水槽、テナント内部造作など
2	機械及び装置	機械式駐車設備、工作・土木機械等各種製造加工機械、印刷機械、化学装置、電動機、起重機、土木建設機械、(道路運送車両法に規定する大型特殊自動車(分類番号が「0、00~09及び000~099」の車両、「9、90~99及び900~999」の車両は除く。))、その他各種業務用機械及び装置など 【例】	
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">         香美 09 ← 分類番号          か 12-□△       </div>			
3	船舶	漁船、遊漁船、客船、貨物船、遊覧船、ボートなど	
4	車両及び運搬具	道路運送車両法に規定する大型特殊自動車、各種運搬具など (1)道路運送車両法に規定する小型特殊自動車は、軽自動車税の課税対象となるため、申告の必要はありません。 (2)道路運送車両法上の大型特殊自動車と小型特殊自動車の区別について、フォークリフトなどで次の要件のすべてを満たすものは、小型特殊自動車となります。 <div style="border: 1px solid red; padding: 10px; margin-top: 10px;">             ① 長さ4.7m以下 ③ 高さ2.8m以下              ② 幅1.7m以下 ④ 最高時速15km/h以下           </div>	
5	工具、器具及び備品	パソコン、LAN設備、医療用機器、歯科診療用ユニット、理容・美容器具、看板、ネオンサイン、厨房機器及び用品、冷凍・冷蔵庫、机、椅子、ロッカー、応接セット、陳列ケース、ガス湯沸器等ガス機器、テレビ等映像音響機器、放送機器、室内装飾品、じゅうたん、カーテン、コピー機、レジスター、光学機器、遊戯器具、自動販売機、取付工具等各種工具など	

## 2 業種ごとの主な償却資産

業種	課税対象となる主な資産
共通	受変電設備、看板、屋外広告塔、舗装路面、外灯、テナント内部造作、緑化施設、庭園、キャビネット、応接セット、コピー機、タイムレコーダー、テレビ、エアコン、金庫、机、椅子、パソコン、LAN設備、外溝工事（フェンス、植栽）など
小売店	商品陳列ケース、陳列棚、陳列台、自動販売機、冷蔵庫、冷凍庫、ショーウィンドー、日よけなど
ホテル・旅館業	自家発電装置、放送設備、接客用備品など
製造業	金属製品製造設備、食料品製造設備、旋盤、梱包機など
農業	田植機、噴霧器、播種機、耕運機、ビニールハウス、梨棚、ネット、選果機、精米機、農機具など
漁業	漁船、船舶電話、レーダー、魚群探知機、冷蔵庫など
食肉・鮮魚販売業	冷蔵庫（室）、陳列ケース、肉切断機、挽肉機、ポンプなど
建設業	ブロックゲージ、大型特殊自動車、ポンプ、ポータブル発電機、パワーショベル、ミキサー、コンクリートカッターなど
ガソリン給油所	ガソリン計量機、リフト、充電器、コンプレッサー、照明設備、地下タンク、自動販売機、構内装置、キャノピーなど
自動車整備業	旋盤、プレス、リフト、チェンブロック、溶接機、万力、充電器、コンデンサー、グラインダー、ドリル、検査工具、取付工具、オイルクリーナー、コンプレッサー、事務機器など
喫茶店・飲食店	接客用家具、備品、自動販売機、厨房設備、カラオケセット、ステレオ、放送設備、冷蔵庫、冷凍庫、カウンター、室内装飾品、タオル蒸器、製麺機、日よけなど
理容業・美容業	理（美）容椅子、応接セット、洗面設備、消毒殺菌用機器、タオル蒸器、ドライヤー、パーマ機、サインポールなど
クリーニング業	洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス機、ミシン、給排水設備など
医歯科医院 薬局業	各種医療機器（ベッド、手術台、X線装置、心電計、電気血圧計、脳波測定器、CTスキャン、消毒殺菌用機器、歯科診療用ユニット、光学検査機器など）、薬品戸棚、陳列ケースなど

業種	課税対象となる主な資産
不動産賃貸業	駐車場舗装、フェンス、自転車置場、ルームエアコンなど
駐車場業	柵、電気設備、駐車設備（機械設備、ターンテーブル）など
工場	受変電設備、旋盤、ボール盤、プレス機、金型、洗浄給水設備、構内舗装、溶接機、貯水設備など
金属製品組立加工業	旋盤、ボール盤、定盤、スライス盤、プレス、シャーリング、溶接機、カッター、研磨機、グラインダー、モーター、検査工具、取付工具、切削工具など

### 3 償却資産と家屋の区分

設備の種類	家屋	償却資産
発変電設備	屋根と一体となっている設備	自家発電、受変電設備（配線等を含む。）
電灯照明設備	屋内照明設備、分電盤、分電盤からの内側の配線、配管	ネオンサイン、投光器、スポットライト、屋外照明設備
電話設備	配線、配管	電話機、交換機等の装置、器具類
火災報知装置	屋内の装置（配線等を含む。）	屋外の装置（配線等を含む。）
消防装置	消火栓設備、スプリンクラー	消火栓設備のホース、ノズル、消火器
給湯設備	中央式給湯設備	局所式給湯設備
給排水・ガス設備	特定の生産又は業務用以外で家屋と一体となっている設備	特定の生産又は業務用設備（配管等を含む。）
冷暖房装置	家屋と一体となっている設備	ルームエアコン（取り外しが可能なもの）
厨房設備・選択設備	サービス設備以外の設備	顧客の求めに応じる（百貨店、ホテル、旅館、飲食店、クリーニング業等）サービス設備
間仕切	容易に取り外せないもの	つい立て程度のもの

※「家屋」に該当する場合は、固定資産税（家屋）の対象となりますので、固定資産税（償却資産）の対象とはなりません。

## 課税の対象となる資産

令和8年1月1日現在で事業の用に供することができる資産

次に掲げる資産も課税の対象となります。

- ・償却済資産（耐用年数が経過したもの）
- ・建設仮勘定で経理されている資産、簿外資産、遊休資産又は未稼働資産
- ・取得価格が20万円未満の資産であっても個別償却しているもの
- ・租税特別措置法の規定による中小企業者等の少額資産の損金算入特例を適用した資産

## 課税の対象とならない資産

次に掲げる資産は、申告の必要がありません。

- ・固定資産税（家屋）、自動車税、軽自動車税の対象となるもの
- ・無形減価償却資産（漁業権、特許権等）、繰延資産
- ・耐用年数が1年未満又は取得価格が10万円未満で一時に損金算入しているもの
- ・取得価格が20万円未満の資産を税務会計上3年間で一括償却しているもの

## 償却方法と取得金額による課税対象の一覧

個別に減価償却をしているもの	
30万円	中小企業者等の少額資産特例 (租税特別措置法第28条の2、第67条の5、 旧租税特別措置法第67条の8ほか)
20万円	リース資産 (法人税法第64条の2第1項、所得税法第67条の2第1項に規定する資産)
10万円	3年で一括償却* (法人税法施行令第133条の2第1項、所得税法施行令第139条第1項) 一時に損金算入* (法人税法施行令第133条、 所得税法施行令第138条)

課税の対象となる資産

課税の対象とならない資産

取得価額が10万円未満の資産であっても、一時に損金算入せず個別に償却しているものは、固定資産税の課税対象となります。

\*貸付(主要な事業として行われるもの)の用に供した資産を除く

### III 債却資産の申告

#### 1 新たに申告をされる方

※全資産を申告してください。

申告対象者	1 令和7年中に香美町内で新たに事業を開始された方 2 令和6年以前から事業をされている方で、令和7年度までに申告のない方
申告する資産	令和8年1月1日現在で、香美町内に所有し、事業の用に供することができる全償却資産
提出する申告用紙	<b>1 債却資産申告書（債却資産課税台帳）</b> ※該当する資産がない場合は、申告書の右下の <u>18 備考（添付書類等）</u> の <u>3 該当資産なしに○</u> を付けてください。 <b>2 種類別明細書（増加資産・全資産用）</b>

#### 2 前年度までに申告された方

※資産の増加又は減少を申告してください。

申告対象者	前年度（令和7年度）までに申告された方
申告する資産	令和7年1月2日～令和8年1月1日の増加又は減少資産
提出する申告用紙	<b>1 債却資産申告書（債却資産課税台帳）</b> ※資産に増減がない場合は、債却資産申告書の右下の <u>18 備考（添付書類等）</u> の <u>2 資産増減なしに○</u> を、該当する <u>資産がない場合は、3該当資産なしに○</u> を付けてください。 <b>2 種類別明細書（増加資産・全資産用）</b> ・増加の場合 <b>3 種類別明細書（減少資産用）</b> ・・・・・減少の場合

【債却資産申告書は必ず提出してください。】

### 3 課税標準額、免税点、税率等

区分	説明
納税義務者	令和8年1月1日現在における償却資産の所有者をいいます。 (償却資産を賃貸している方も含まれます。)
課税標準額	令和8年1月1日現在の価格で、償却資産課税台帳に登録された価格をいいます。
免税点	全資産の課税標準額の合計が150万円未満の場合は課税されません。 なお、150万円未満で課税されないと思われる場合でも、全資産の申告が必要となります。
税率及び税額	課税標準額に税率(1.4/100)を乗じた額となります。 【例】 課税標準額(評価額) 税率 税額 2,156,000 × 1.4/100 = 30,100 (1,000円未満切捨て) (100円未満切捨て)
納期	1期・・・4月30日 2期・・・7月31日 3期・・・12月25日 4期・・・2月28日 ※4回に分けて納付していただきます。ただし、税額が3,900円以下の場合は、1期で全額納付となります。 ※提出期限以降に申告された場合は、2期以降からの納期になることがありますので、期限までにご申告をお願いいたします。 納期限日が土・日・祝日の場合は、その次の平日が納期限日となります。
課税台帳の登録及び閲覧	申告等に基づいて償却資産の価格等を決定すると、償却資産課税台帳に登録し、その旨を公示します。 償却資産の所有者は、公示日から課税台帳を閲覧することができます。

## 4 非課税及び課税標準の特例

地方税法第348条及び同法附則第14条に定める資産については、非課税の措置が講じられており、固定資産税が課税されません。また、地方税法第349条の3及び同法附則第15条等に定める資産については、課税標準の特例が適用され、固定資産税が軽減されます。

該当資産をお持ちの方は、種類別明細書（増加資産・全資産用）の摘要欄に摘要条項を記入し、該当資産であることを証する添付書類とともに申告してください。詳細については13ページをご覧ください。

## 5 実地調査のお願い

香美町では、地方税法第353条及び第408条の規定に基づき、償却資産の実地調査を行っております。実地調査では、所得税や法人税に関する書類、固定資産台帳等の閲覧をさせていただきますので、ご協力をお願いします。

なお、正当な理由なく実地調査を拒否されると、地方税法第354条の規定により罰金等を科されることがありますので、ご注意ください。

また、実地調査に伴って修正申告をしていただく場合がありますが、この場合は資産を取得した翌年度に遡及して課税することになりますので、ご了承ください。ただし、地方税法第17条の5第5項の規定により、5年を限度とします。

## 6 未申告、又は虚偽の申告

資産を所有している方で正当な理由がなく申告しなかった場合は、地方税法第386条の規定により過料を科されることがあるほか、地方税法第368条の規定により不足税額に加えて延滞金を徴収されることがあります。

また、虚偽の申告をした場合は、地方税法第385条の規定により罰金等を科せられることがありますのでご注意ください。

## 7 eLTAX（電子申告）について

償却資産の申告は、簡単・便利な eLTAX（エルタックス）を利用した電子申告をご利用できます。

なお、eLTAX のサービス、利用方法の詳細は、eLTAX ホームページ (<http://www.eltax.lta.go.jp/>) をご覧いただくか、eLTAX ヘルプデスクまでお問い合わせください。

### ● 電話でのお問い合わせ（eLTAX ヘルプデスク）

0570-081459（ハイシンコク）または

03-5521-0019

受付時間 9:00～17:00（土日祝日、年末年始を除く。）

## 8 個人番号・法人番号の記載について

### 1. 本人確認資料の添付について

個人番号が記載された申告書をご提出いただく場合、番号法に定める本人確認を実施します。申告書を提出する際は、以下の資料をご用意いただくようお願いします。郵送の場合は写しを同封してください。

法人番号が記載された申告書をご提出いただく場合や、eLTAX（電子申告）による申告の場合は、本人確認資料の提示・添付は不要です。

#### ① 本人が申告書を提出する場合

番号確認資料および身元確認資料が必要です。おもな確認資料の例示は以下の通りです。

番号確認資料	個人番号カード※1（裏面） 通知カード※2 個人番号が記載された住民票※2
身元確認資料	個人番号カード※1（表面） 運転免許証 等

※1 個人番号カードは番号確認・身元確認の両方の確認資料になります。

※2 通知カードの記載事項（氏名・住所等）が、住民票と完全に一致している場合のみ有効です。

#### ② 本人の代理人が申告書を提出する場合

本人の番号確認資料・代理人の身元確認資料・代理権確認資料が必要です。おもな確認資料の例示は以下の通りです。

本人の番号確認資料	個人番号カード（裏面） 通知カード 個人番号が記載された住民票
代理人の身元確認資料	代理人の個人番号カード（表面） 代理人の運転免許証 代理人の税理士証票 等
代理権確認資料	委任状 税務代理権限証書 等

### 2. その他

個人番号・法人番号の記載がない場合でも、申告書は有効なものとして受理します。また、確認資料の不備等により、番号確認や本人確認ができない場合、申告書への個人番号の記載がないものとして受理することもありますので、予めご了承ください。

## 9 債却資産申告書（債却資産課税台帳）の記載例

赤で塗りつぶした部分は、必ず記載してください。

受付印		令和 8 年 1 月 9 日		令和 8 年度		債却資産申告書（債却資産課税台帳）		※ 所有者コード 9301063																																																															
所 有 者 者	<p>(ふりがな) 1 住 所 香美町香住区香住870-1 (電話0796-36-1113)</p> <p>(ふりがな) 2 氏 名 香美フーズ株 代表取締役 香美 太郎 (屋号)</p>				<p>3 法人番号又 は個人番号 〒669-6544 かみちょうかすみかすみ 香美町香住区香住870-1 (電話0796-36-1113)</p> <p>4 事業種目 (資本金等の額) 食料品製造 ( 20 百万円)</p> <p>5 事業開始年月 平成2年5月</p> <p>6 この申告に応答す る者の係り及び氏 名 経理課 村岡 かすみ (電話 0796-36-1111)</p> <p>7 税理士等の 氏名 但馬会計事務所 小代 一郎 (電話 0796-94-0321)</p>		<p>8 短縮耐用年数の承認 有・無</p> <p>9 増加償却の届出 有・無</p> <p>10 非課税該当資産 有・無</p> <p>11 課税標準の特例 有・無</p> <p>12 特別償却又は圧縮計賦 有・無</p> <p>13 税務会計上の償却方法 定率法・定額法</p> <p>14 青色申告 有・無</p>																																																																
資産の種類		取 得 価 値				額																																																																	
		<table border="1"> <tr> <th colspan="2">前年前に取得したもの 【債却資産種類別明細書の合 計 取得価格と同額】</th> <th colspan="2">前年中に減少したもの 【種類別明細書（減少資產 用）の取得価格と同額】</th> <th colspan="2">前年に取得したもの 【種類別明細書（増加資產用 の取得価格と同額】</th> <th colspan="2">計((イ)-(ロ)+(ハ)) (二)</th> </tr> <tr> <td>1 構築物</td> <td>5,050,000</td> <td>2,000,000</td> <td>3,500,000</td> <td>6,550,000</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2 機械及び装置</td> <td>38,912,600</td> <td>3,300,000</td> <td>5,660,000</td> <td>41,262,600</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>3 船舶</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>4 航空機</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>5 車両及び運搬具</td> <td>2,350,000</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>2,350,000</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>6 工具、器具及び備品</td> <td>8,540,300</td> <td>1,500,000</td> <td>1,330,000</td> <td>8,370,300</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>7 合計</td> <td>54,852,900</td> <td>6,800,000</td> <td>10,480,000</td> <td>58,532,900</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>				前年前に取得したもの 【債却資産種類別明細書の合 計 取得価格と同額】		前年中に減少したもの 【種類別明細書（減少資產 用）の取得価格と同額】		前年に取得したもの 【種類別明細書（増加資產用 の取得価格と同額】		計((イ)-(ロ)+(ハ)) (二)		1 構築物	5,050,000	2,000,000	3,500,000	6,550,000				2 機械及び装置	38,912,600	3,300,000	5,660,000	41,262,600				3 船舶								4 航空機								5 車両及び運搬具	2,350,000				2,350,000			6 工具、器具及び備品	8,540,300	1,500,000	1,330,000	8,370,300				7 合計	54,852,900	6,800,000	10,480,000	58,532,900					
前年前に取得したもの 【債却資産種類別明細書の合 計 取得価格と同額】		前年中に減少したもの 【種類別明細書（減少資產 用）の取得価格と同額】		前年に取得したもの 【種類別明細書（増加資產用 の取得価格と同額】		計((イ)-(ロ)+(ハ)) (二)																																																																	
1 構築物	5,050,000	2,000,000	3,500,000	6,550,000																																																																			
2 機械及び装置	38,912,600	3,300,000	5,660,000	41,262,600																																																																			
3 船舶																																																																							
4 航空機																																																																							
5 車両及び運搬具	2,350,000				2,350,000																																																																		
6 工具、器具及び備品	8,540,300	1,500,000	1,330,000	8,370,300																																																																			
7 合計	54,852,900	6,800,000	10,480,000	58,532,900																																																																			
資産の種類		評 価 額 (※)				※ 決 定 価 格 (※)		※ 課 税 標 準 額 (ト)																																																															
1 構築物	5,050,000	2,000,000	3,500,000	6,550,000																																																																			
2 機械及び装置	38,912,600	3,300,000	5,660,000	41,262,600																																																																			
3 船舶																																																																							
4 航空機																																																																							
5 車両及び運搬具	2,350,000				2,350,000																																																																		
6 工具、器具及び備品	8,540,300	1,500,000	1,330,000	8,370,300																																																																			
7 合計	54,852,900	6,800,000	10,480,000	58,532,900																																																																			
<p>記載する必要はありません。 (ただし、電算処理により全資産を申告される方は、 記載してください。)</p>																																																																							
※ 備考 (添付書類等) 該当する番号を○で囲んでください。																																																																							
<p>1 資産増減あり 2 資産増減なし 3 該当資産なし 4 廃業・解散・移転等 ( 年 月 日 ) (移転先 )</p>																																																																							

法人番号又は個人番号（マイナンバー）を記載してください。

事業種目を具体的に記載してください。

申告の手続きを税理士等に依頼されている場合は、その方の事務所名、担当者名、電話番号を記載してください。

香美町内の事業所（店舗、事務所、工場等）の資産の所在地を記載してください。  
また、2以上の所在地がある場合には、それぞれの所在地を記載し、その主となる場所の番号に○をつけてください。

他から借受けた債却資産の有無を記載してください。  
借用資産がある場合には、リース会社等や資産名を記載してください。  
新規リース資産がある場合には、リース契約書の写しを添付してください。

前年における資産の移動、廃棄等があった場合は、必ず該当する項目に○をし、その年月日を記載してください。

その他この申告に必要な事項及び債却資産の評価において参考となるべき事項について記載してください。

## 10 種類別明細書（増加資産・全資産用）の記載例

赤で塗りつぶした部分は、必ず記載してください。

種類別明細書（増加資産・全資産用）													
所有者コード			所 有 者 名										
9301063			香美フーズ										
行 番 号	資産の種類	資産番号	資産の名称等	数量	取 得 年 月		(イ) 取得価額	(ロ) 耐用年数	(ハ) 税額	(バ) 課税標準の特例	(カ) 課税標準額	増加事由	摘要
					年号	年							
01	1	1	駐車場舗装	1	5	6	10	2,500,000	10	1,2 3,4	1,2 3,4	申告漏れ	
02	1	1	看板	2	4	22	4	1,000,000	3	1,2 3,4	1,2 3,4	豊岡市から移動	
03	2	1	すし成型機	1	4	19	10	800,000	10	1,2 3,4	1,2 3,4	地方税法附則 15-2-5	
04	2	1	缶詰製造設備	1	5	6	10	3,500,000	10	1,2 3,4	1,2 3,4		
05	2	1	汚水処理施設	1	5	6	4	1,350,000	9	1,2 3,4	1,2 3,4		
06	6	1	滅菌機	2	5	6	10	300,000	4	1,2 3,4	1,2 3,4		
07	0	1	事務所用エアコン	1	5	6	6	150,000	6	1,2 3,4	1,2 3,4		
08	6	1	コピー機	1	4	24	4	880,000	5	1,2 3,4	1,2 3,4	価額訂正	
09	1	1								1,2 3,4	1,2 3,4		
10	1	1								1,2 3,4	1,2 3,4		
11	1	1								1,2 3,4	1,2 3,4		
12	1	1								1,2 3,4	1,2 3,4		
13	1	1								1,2 3,4	1,2 3,4		
14	1	1								1,2 3,4	1,2 3,4		
15	1	1								1,2 3,4	1,2 3,4		
16	1	1								1,2 3,4	1,2 3,4		
17	1	1								1,2 3,4	1,2 3,4		
18	1	1								1,2 3,4	1,2 3,4		
19	1	1								1,2 3,4	1,2 3,4		
20	1	1								1,2 3,4	1,2 3,4		
			小計	10			10,480,000						

注意「取得年月の年号」の欄は、1 明治、2 大正、3 昭和、4 平成、5 令和のいずれかを記入してください。  
注意「増加事由」の欄は、1 新品取得、2 中古品取得、3 移動による受け入れ、4 その他のいずれかに○印を付けてください。

種類別明細書の「増加資産・全資産用」と「減少資産用」の合計枚数とし、そのうち何枚目かを記載してください。  
第二十六号様式別表一（提出用）

増加事由の欄は、次に該当する数字に○を付けてください。

- 1-新品取得
- 2-中古品取得
- 3-移動による受け入れ
- 4-その他（相続等）

※ 3又は4の場合には、摘要欄にその理由を記載してください。

課税標準の特例、非課税、減免に該当する資産の適用条項等を記載し、該当資産であることを証する書類を添付してください。  
(記載方法)  
地方税法附則第15条第2項第5号に該当する場合  
↓  
地方税法附則15-2-5

申告誤りなどによる資産の種類、取得年月、取得価額、耐用年数を変更された場合の増加記載例です。増加事由、適用を必ず記載してください。

## 1.1 種類別明細書（減少資産用）の記載例

赤で塗りつぶした部分は、必ず記載してください。

注意 「取得年号」の欄は、1 明治、2 大正、3 昭和、4 平成、5 令和のいずれかを記入してください。

## 12 課税標準の特例を受ける償却資産について

課税標準の特例が適用される資産は、地方税法第349条の3及び同法附則第15条等に規定されています。

新規に課税標準の特例を受けようとされる方は、種類別明細書（増加資産・全資産用）に加えて、次の書類の提出をお願いします。

### 1 課税標準の特例適用申請書（P15～P17）

※ 船舶の場合は、課税標準の特例適用申請書（船舶用）を提出してください。

### 2 対象資産に応じ、それぞれ次表に掲げる書類

#### 【対象となる償却資産の例】（抜粋）

対象資産	取得期間	適用期間	特例率	添付書類等
内航船舶（漁船等）	—	制限なし	1/2	船舶原簿、船籍票及び登録票の写し、検査証書など
準外航船舶（45t～90t）			1/4	
外航船舶（500t以上） (※ 運搬船は、90t以上)			1/6	
汚水又は廃液の処理施設	H30.4.1 ～R8.3.31	制限なし	1/2	特定施設設置届出書の写、仕様書など
中小企業等経営強化法による先端設備（町の認定を受けた先端設備等導入計画に基づき導入した設備）				詳細については14ページをご参照ください。
下水道法による公共下水道を使用するものが設置する除害施設	H30.4.1 ～R8.3.31	制限なし	7/10	除害施設設置届出書の写、仕様書など
自家消費型太陽光発電設備 (認定発電設備の対象外であって政府の補助を受けた設備)	H30.4.1 ～R8.3.31	3年度分	2/3	再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金交付決定通知書の写

## 13 先端設備等に係る特例措置について

中小企業者等の方が、当町が認定を行う先端設備等導入計画に基づき一定の設備等を新たに取得した場合、その設備等について固定資産税の課税標準額が軽減されます。

対象者	資本金1億円以下の法人、従業員数1,000人以下の個人事業主等のうち、先端設備等導入計画の認定を受けたもの（大企業の子会社等を除く）
対象資産	投資利益率が年平均5%以上の投資計画に記載された（1）～（4）の設備であって、その他の要件を全て満たす資産 【減価償却資産の種類（最低取得金額）】 （1）機械装置（160万円以上） （2）測定工具及び検査工具（30万円以上） （3）器具備品（30万円以上） （4）建物附属設備（60万円以上） その他の要件 ・生産、販売活動の用に直接供されるものであること ・中古資産でないこと
特例措置	<b>【令和7年3月31日までに取得】</b> （1）賃上げ表明無し、令和5年4月1日から令和7年3月31日に取得：3年間、課税標準額を1/2に軽減 （2）賃上げ表明有り：4年間又は5年間、課税標準額を1/3に軽減 ・令和5年4月1日から令和6年3月31日に取得：5年間 ・令和6年4月1日から令和7年3月31日に取得：4年間 <b>【令和7年4月1日から令和9年3月31日に取得】</b> （3）賃上げ表明（1.5%以上）：3年間、課税標準額を1/2に軽減 （4）賃上げ表明（3%以上）：5年間、課税標準額を1/4に軽減 ※賃上げ表明1.5%未満：特例の適用はありません
提出書類	1 課税標準の特例適用申請書 2 先端設備等導入計画に係る認定申請書（写） ※計画の変更申請を行った場合、その申請書も併せてご提出ください。 3 先端設備等導入計画に係る認定書（写） ※計画の変更申請を行った場合、その申請書も併せてご提出ください。 4 認定経営革新等支援機関による確認書（写） 5 認定経営革新等支援機関が発行する投資計画に関する確認書（写） 6 賃上げ方針を伴う計画を申請した場合 従業員へ賃上げ方針を表明したことを証する書面（写） ～～リース資産で、リース会社が申告を行う場合に必要な追加書類～～ 7 リース契約書（写） 8 公益社団法人リース事業協会が確認した固定資産税軽減計算書（写）
根拠条文	地方税法附則第15条第43項、44項



## 課税標準の特例適用申請書(船舶用)

所有者コード

受付印

令和 年 月 日  
香 美 町 長 殿

下記の資産につき課税  
標準の特例を適用して  
くださるよう申請いたし  
ます。

申 請 者	(ふりがな) 住 所	〒 - (電話 - - - )						記載上、特に留意すべき事項	
	(ふりがな) 氏名又は名称 <small>(法人にあつては法人の 名称及び代表者名)</small>	(屋号) - - - - - )						<p>(1) 本申請書は、地方税法第349条の3の規定に該当する船舶に対する課税標準の特例を申請するために提出していただけのものです。ただし、船舶の改良費については、この申請書の提出は必要ありません。</p> <p>(2) 本申請書は、総務大臣に申告する船舶について使用するものではありませんので、ご注意下さい。</p>	
船 舶 の 名 称	取 得 年 月	取 得 価 額	総 ト ン 数	竣 工 年 月	機 関 種 類	馬 力 数	船 舶 の 構 造	船 舶 の 用 途	適 用 さ れ て い る 船 舶 関 係 法 令
	令和 年 月	円	トン	年 月		HP	鋼 船	〔砂利運搬船、ひき船等用途 に区分して記入して下さい。〕	
							木 船		
							その他の		
	令和 年 月	円	トン	年 月		HP	鋼 船		
							木 船		
							その他の		
	令和 年 月	円	トン	年 月		HP	鋼 船		
							木 船		
							その他の		
	令和 年 月	円	トン	年 月		HP	鋼 船		
							木 船		
							その他の		

処理事項 <small>本欄は記入を要しません</small>	調査年月日	令和 年 月 日		摘要	特例適用項目			
	担当者				特 例 率	/	特 例 の 可 否	可 否

キリトリ線

キリトリ線

受付印	
令和 年 月 日	
香 美 町 長 殿	
下記の資産につき課税標準の特例を適用してくださるよう関係書類を添えて申請いたします。	

## 課税標準の特例適用申請書

所有者コード

申請者	(ふりがな) 住 所	〒 - (電話) - - - )	特例規定	地方税法第 条 第 項 地方税法附則第 条第 項第 号	特別償却	有・無		
			事業所所在地					
	(ふりがな) 氏名又は名称 (法人にあっては法人の名称及び代表者名)	(屋号) )	事業所の名称					
			事業の種類					
添付書類								
設備の名称		資産の種類	資 产 の 名 称	形式番号及び仕様	数量	取 得 価 額	取得(又は製作)の年月	備考 (新設,増設,更新等)
							円	令和 年 月

### 記載上特に留意すべき事項

- (1) 本申請書は、地方税法第349条の3及び本法附則第15条等の規定による償却資産に対する課税標準の特例を適用するため提出していただくものです。  
(なお、特例該当船舶については、「課税標準の特例適用申請書(船舶用)」を提出してください。)
- (2) 該当設備が複数ある場合は、裏面に記載してください。
- (3) 特別償却を行っている設備にあって、法人税申告書別表16の付表「特定設備の特別償却の償却限度額の計算に関する付表」を税務署に提出している場合は、その写しを添付してください。
- (4) 設備が特例に該当することが判明する資料(各種申請書・届出書・許可書等の写し、パンフレット、仕様書、設計図、処理工程図、所在図等のうち必要なもの)を添付してください。

※公害防止設備の場合、次の欄にも記載してください。(特定施設の名称の欄には、法令において公害の発生源としてとくに指定する施設の名称を記載してください。)

特 定 施 設 の 名 称		公害に関する法律		公害防止設備の処理対象物質	公害防止設備の処理方法	公害防止設備の処理能力
						$t^3 / m^3$

処理事項 (本欄は記入を要しません。)	調査年月日	令和 年 月 日	摘要	特例適用項目	特例の適用期間		令和 年度から令和 年度まで
	特 例 率	/ /		特例の可否	可 否		
担当者							

設備の名称	資産の種類	資産の名称	形式番号及び仕様	数量	取得価額				取得(又は製作)の年月	備考 〔新設,増設,更新等〕
									円	令和 年 月
特定施設の名称	公害に関する法律	公害防止設備の処理対象物質	公害防止設備の処理方法	公害防止設備の処理能力						
										t m <sup>3</sup> / 日

設備の名称	資産の種類	資産の名称	形式番号及び仕様	数量	取得価額				取得(又は製作)の年月	備考 〔新設,増設,更新等〕
									円	令和 年 月
特定施設の名称	公害に関する法律	公害防止設備の処理対象物質	公害防止設備の処理方法	公害防止設備の処理能力						
										t m <sup>3</sup> / 日

設備の名称	資産の種類	資産の名称	形式番号及び仕様	数量	取得価額				取得(又は製作)の年月	備考 〔新設,増設,更新等〕
									円	令和 年 月
特定施設の名称	公害に関する法律	公害防止設備の処理対象物質	公害防止設備の処理方法	公害防止設備の処理能力						
										t m <sup>3</sup> / 日

※ 公害防止設備の場合、下の欄にも記載してください。(特定施設の名称の欄には、法令において公害の発生源としてとくに指定する施設の名称を記載してください。)

----- キリトリ線 -----

## IV 減価残存率一覧表

耐用年数	減価率 (r)	減 価 残 存 率	
		前年中取得 (1 - r / 2)	前年前取得 (1 - r)
2	0.684	0.658	0.316
3	0.536	0.732	0.464
4	0.438	0.781	0.562
5	0.369	0.815	0.631
6	0.319	0.840	0.681
7	0.280	0.860	0.720
8	0.250	0.875	0.750
9	0.226	0.887	0.774
10	0.206	0.897	0.794
11	0.189	0.905	0.811
12	0.175	0.912	0.825
13	0.162	0.919	0.838
14	0.152	0.924	0.848
15	0.142	0.929	0.858
16	0.134	0.933	0.866
17	0.127	0.936	0.873
18	0.120	0.940	0.880
19	0.114	0.943	0.886
20	0.109	0.945	0.891
25	0.088	0.956	0.912
30	0.074	0.963	0.926
40	0.056	0.972	0.944
50	0.045	0.977	0.955

「固定資産評価基準」別表第15から作成

### 【評価額（課税標準額）の算出方法】

取得価格：100万円 取得時期：令和7年4月 耐用年数：6年

- 令和8年度  $1,000,000 \text{円} \times (1 - 0.319 \times 1/2) = 840,000 \text{円}$
- 令和9年度  $840,000 \text{円} \times (1 - 0.319) = 572,040 \text{円}$
- 令和10年度  $572,040 \text{円} \times (1 - 0.319) = 389,559 \text{円}$

以降、評価額は毎年同様の方法で減価し、評価額が取得価額の5%になるまで減価します。  
※償却資産に係る評価額は、取得価額の5%を最低限度額と定められているため、5%から減価することはありません。

## Ⅴ 国税との主な相違点について

法人税・所得税（国税）と固定資産税（町税）では申告の際、次表のとおり取り扱いの異なる点がありますので、ご注意ください。

項目	法人税・所得税（国税）	固定資産税（町税）
償却計算の基準日	事業年度制度（決算期日）	賦課期日制度（1月1日）
減価償却の方法	【平成19年3月31日以前取得】 旧定率法、旧定額法の選択制度 【平成19年4月1日以後取得】 新定率法（いわゆる250%定率法）、旧定額法の選択制度	定率法 ※法人税法などの旧定率法で 使用する償却率と同様
前年中の新規取得資産の償却方法	月割償却	半年償却（1／2）
圧縮記帳制度の適用	認められます。	認められません。
租税特別措置法の適用（特別償却・割増償却制度等）	認められます。	認められません。
評価額（残存価額）の最低限度額	1円	取得価額の5%
改良費の評価方法	原則区分評価	区分評価（改良を加えた資産と 改良費を区分して評価します。）
建設仮勘定簿外資産 償却済資産	減価償却していない。（注）	事業の用に供していれば課税
所有権移転外リース取引の資産	原則として賃借人が減価償却	所有者（賃貸人）に課税

（注）建設仮勘定でも事業の用に供している場合は、国税でも減価償却が認められています。